

## 母子家庭就業支援事業の対象者拡大について

## 1 変更点

事業対象者 母子家庭の母 母子家庭の母 又は 父子家庭の父

## 2 理由

近年の厳しい経済状況により、父子家庭の父についても、所得や就業の状況等から母子家庭の母と同様の困難を抱えている。本区においても、平成22年8月に父子家庭の父を児童扶養手当の対象者として拡大して以降、父子家庭の父の受給者が増加し続けている。そのため、こうした父子家庭の父に対しても、自立促進を図るための就業支援が必要となった。

## 3 対象事業

事業概要は裏面参照

母子家庭就業支援 { 自立支援教育訓練給付  
高等技能訓練促進  
自立支援プログラム策定

## 4 変更時期 平成25年4月1日

## 5 周知方法

- (1) 台東区ホームページに掲載
- (2) 「広報たいとう」に年2回掲載
- (3) 5月末の児童育成手当現況届送付時に、父子家庭の父の受給者へ案内チラシを同封
- (4) 8月に行う児童扶養手当の現況面接時に、父子家庭の父の受給者へ個別案内

<参考>

各事業の概要

事業名	対象	内容
自立支援教育 訓練給付	母子家庭の母または <u>父子家庭の父</u> で、 児童扶養手当を 受給している者 (同等の所得水準に ある者を含む。)	適職に就くために必要であると認められる区の 指定講座を受講する場合に、受講料等の2割(限 度額 100,000 円)を支給する。
高等技能訓練 促進		<p>看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得 するために養成機関で修業する場合に、生活の負 担の軽減として、訓練促進費及び入学支援修了 一時金を支給する。</p> <p>父子家庭の父の申請については、平成25年4月 1日以降に入学した者を対象とする。 経過措置として、25年9月末日まで申請を延長 し、給付対象に該当する月から遡って支給する。</p> <p>訓練促進費(月額) 課税世帯 70,500 円、非課税世帯 100,000 円 入学支援修了一時金 課税世帯 25,000 円、非課税世帯 50,000 円</p>
自立支援プロ グラム策定		専門相談員が、個々の状況とニーズに応じて、 自立目標や支援内容等についての計画を策定 し、継続的な就労支援を行う。